

平成28年度（公社）さくら市シルバー人材センター事業計画

1 基本方針

わが国の高齢化は世界でも類を見ない速さで進行しており、2025年には団塊の世代が75歳以上となり、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となると予測されている。

加えて少子化・核家族化が進む中、高齢者が長年培った知識と経験を活かしながら、働く現役世代として社会の支え手となることが求められている。

このため、さくら市シルバー人材センターは、さくら市内の働く意欲のある高齢者の希望に応じ、「臨時的かつ短期的な就業又は軽易な業務」に係る就業の機会を確保し組織的に提供することにより、働くことを通して生きがいの充実と健康と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するために「シルバー人材センター事業」を実施する。

2 シルバー人材センター事業

(1) 就業機会提供事業

当センターは、さくら市内の60歳以上の不特定多数の高齢者に対し、次の形態で「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業の機会を提供する。

① 請負・委任

民間や公共から請け負った仕事について、60歳以上の高齢者で当センターの会員である者に対し「請負・委任」契約により提供する。

② 職業紹介

財団法人栃木県シルバー人材センター連合会と職業紹介事業実施に関する協定を締結し、60歳以上の求職者に対して、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る雇用就業を紹介する。

③ 一般労働者派遣

財団法人栃木県シルバー人材センター連合会と一般労働者派遣事業実施に関する協定を締結し、60歳以上の派遣労働を希望する不特定多数の高齢者に対して、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る派遣労働を提供する。

(2) 就業機会確保事業

当センターは、60歳以上の高齢者に対して「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業機会を確保するために、次の事業を実施する。

① 普及啓発事業

当センターが不特定多数の高齢者の就業機会を提供・確保していることを広報・周知し、働く意欲のある高齢者の入会促進と提供する業務募集を広報する。

ア 対象 さくら市内の一般市民、事業者

イ 入会促進

ウ 業務募集

エ 案内書の作成と頒布

③ 安全・適正就業推進事業

就業中の事故が多発したことから、安全就業の徹底を図るとともに、受注した仕事については法令を遵守した就業となるよう次の取り組みを行う。

ア 対象 60歳以上の高齢者で当センターの会員である者

イ 安全・適正就業パトロール

安全・適正就業委員会と指導員によるパトロール

③ 就業開拓事業

就業開拓員を配置し、民間・公共から高齢者に相応しい仕事の受注を確保するために次の取り組みを行うことにより、就業先の拡大を図る。

ア 対象 さくら市内の事業者

イ 開拓計画 個別訪問

3 法人運営

定款に定める当センターの事業目的に沿って運営できるよう、次の会議を開催する。

① 理事会

事業執行状況や会員の入会承認など当センターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するために、年3回程度開催する。

② 総会

定時総会を6月に開催する。